

第 3 6 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市長（以下「実施機関②」という。）が行った、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開又は一部公開とした決定のうち、名古屋市教育長の意見及び第 6の 6(3)オにいう「本件接続詞部分」を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和元年 6月 5日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

文化庁からの連絡（5/27）

（教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室）

(2) 同年 6月14日、実施機関①は、本件公開請求①に対して、「文化庁からの連絡（5/27）（教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室）」（以下「本件対象文書」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 6月17日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

- (1) 令和元年 7月 8日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

特別史跡名古屋城の現状変更の天守閣解体についての副申（別添は除く）

- (2) 同年 7月12日、実施機関①は、本件公開請求②に対して、「特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）について（副申）」（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 7月12日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求③及び④について

- (1) 令和元年 8月 9日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

2019. 7. 30に市長が文化庁に要望をしにいった件に関する名古屋市職員の復命書

- (2) 実施機関②は、本件公開請求③に対して、特定すべき文書が複数存在し、それらを所管する部署が異なっていることから、所管ごとに処分を行うこととし、同年 9月18日、「19/ 7/30名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書として①復命書（令和元年 7月30日分・観光文化交流局長以下 3名） ②復命書（令和元年 7月30日分・総務課庶務係長 1名）」（以下これらを「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行ったほか、「2019. 7. 30に市長が文化庁に要望をしにいった件に関する名古屋市職員の復命書」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、それぞれその旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、同年 9月18日に本件処分③を、同年 9月19日に本件処分④を不服として、名古屋市長に対してそれぞれ審査請求を行った。

4 審査請求⑤について

- (1) 令和元年10月 4日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

復命書

2019. 9. 24名古屋城総合事務所しょくいんが文化庁にほうもんしたさいの復命書

- (2) 同年11月15日、実施機関②は、本件公開請求④に対して、「復命書（令和元年 9月24日分）」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 同年11月15日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

決定通知書及び弁明書によると、実施機関①及び②は、本件各審査請求の対象となる行政文書の全部又は一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

1 審査請求①について

- (1) 令和元年 5月27日の文化庁から教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室（以下「文化財保護室」という。）あての連絡（以下「本件連絡」という。）は電話による連絡であり、請求にかかる行政文書を取得しておらず、また、当該事項についての行政文書も作成していないため、非公開とする。
- (2) 審査請求人は、「国からの通知、連絡、命令は、本来文書で来るものである」と主張するが、国からの連絡は、必ずしも文書により行われるものではない。

本件連絡は、電話により、名古屋市（以下「本市」という。）が文化庁を訪問する日時を口頭で伝えられただけのものであり、文化庁から文書は送付されておらず、実施機関①は文書を取得していない。

2 審査請求②から⑤について

- (1) 名古屋城天守閣木造復元事業（以下「本件事業」という。）について
ア 本件事業は、名古屋城天守閣の木造復元に意義があること及び観光資源としても有用であること等から、賛成する者がいる反面、現天守閣が、観光・地域振興のシンボル性を有していること、博物館相当施設として市民生活に寄与していること等から、本件事業の実施自体に反対する者もいる等、市民から非常に高い関心を向けられている。

また、本件事業の実施にあたっては、老朽化、耐震性の確保等の諸

問題を解決し、「史実に忠実な復元」を目指すものであるが、真実性の高い復元を行うため、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討等、「バリアフリー」についても解決すべき課題を抱えている。

以上のとおり、本件事業は、市民からの高い関心の下、種々の問題を解決して進めていかなければならない高度な政治的判断を伴う事業である。

イ 本件事業は、現存する多くの史資料（歴史の考察に用いられる各種資料をいう。以下同じ。）を参考として、戦災による焼失前の木造天守閣を復元するものである。復元に際しては、本市は、史資料を十分に調査・研究した上で、文化財保護への知見が豊富な有識者の意見を踏まえ、史実に忠実な設計内容とすることが求められる。

また、木造天守閣の施工においては、名古屋城跡が「特別史跡」に指定されており、高い学術的価値を持つとされていることから、天守台石垣及び内堀の地下に遺存する埋蔵文化財等の遺構に影響を与えないよう、高度な技術を要する施工方法とすることが求められる。

以上のとおり、本件事業は、設計及び施工において文化財保護への専門的な知見と高度な技術が求められる事業である。

(2) 名古屋城跡の現状変更許可の手続きについて

名古屋城跡は、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第 125条第 1項の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには、文化庁による許可（以下「現状変更許可」という。）を受けなければならないものとされており、当該許可に係る手続きに関しては、以下のような運用がなされている。

ア 本市が文化庁へ本件事業に係る「基本計画書」を提出する。

イ 文化庁がその内容を史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会（以下「復元検討委員会」という。）の審議にかける。

ウ 復元検討委員会による審議が熟すれば、本市は文化庁へ「現状変更許可申請書」を提出する。

エ 文化庁長官が文化審議会（文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、意見を述べる審議会をいう。以下同じ。）に対し、現状変更の許可に

ついて諮問する。その際、復元検討委員会は、文化審議会に対し、同審議会における審議の内容を報告する。

オ 文化審議会は、復元検討委員会の報告を踏まえた上で、許可の適否について文化庁長官に答申をする。

カ 文化庁長官が本市に対し、現状変更許可を発する。

(3) 審査請求②について

ア 本件行政文書①には、名古屋城跡の現状変更許可に関して、許可権を有する文化庁による審議・検討の用に供するための情報が記載されている。当該情報が公開された場合、審議・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な審議・検討が損なわれるおそれがある。

また、中間的な議論・検討段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができないおそれがある。

イ 名古屋城跡の現状変更許可申請書は、実施機関①を経由して、文化庁長官あて提出されるが、実施機関①は、当該申請書の進達にあたり、文化財保護行政を所管する立場から意見（副申）を付す。この際に、実施機関①が文化庁長官あて提出したものが、本件行政文書①である。

上記(2) エ及びオで行われる調査審議等は、現状変更許可申請書に加えて、本件行政文書①の内容も踏まえて行われる。

ウ 本件事業は、上記(1) アのとおり、事業の実施自体に賛否両論があり、また、市民から非常に高い関心をむけられている。

それゆえ、当該事業については、外部からの圧力や干渉が生じやすい素地があり、意思決定の過程が歪められないようにする必要がある。

エ 本件行政文書①の非公開箇所が公開されることとなった場合、その内容が肯定・否定いずれの立場に立つものであれ、本件行政文書①の作成や現状変更許可の申請に関わる職員に対し、批判やいわれなき非難が集まるであろうことは、当然に予想される。

また、文化審議会等において行われる調査審議等も、仮に文化庁の判断が本件行政文書①の判断と異なっていた場合、文化庁や当該調査審議等に加わる関係者に対し、批判やいわれなき非難が集まる可能性が高い。

そうすると、本来、自由かつ率直な意見を述べることを期待された本件行政文書①又は調査審議等において、いわれなき非難を避けようとして曖昧な見解を述べたり、各々の立場等に拘泥したり、見解の衝突を避けたりすることも予想される。

オ 実施機関①は、本件処分②を行ったのち、名古屋市会の教育子ども委員会において本件行政文書①について審議されることとなったため、令和元年10月4日の教育子ども委員会に当該文書の内容を要約した資料（以下「本件要約資料」という。）を提出している。

実施機関①としては、本件行政文書①の全てを公開することは、上記のとおり、行政運営上の支障があると判断していたが、議会の審理に付すことの必要性と比較衡量のうえ、本件要約資料を提出した。

(4) 審査請求③から⑤について

ア 本件事業における文化庁との意見交換（以下「本件意見交換」という。）について

(ア) 上記(2)ウの手続きにおいて、現状変更許可申請書は、本市が作成し、文化庁に提出する文書であるが、当該文書は、文化審議会の開催時期に間に合うよう作成しなければならない。提出する文書の内容に不足があり、審議が想定通りに進まなかった場合には、事業自体のスケジュールが遅延するおそれがあるため、現状変更許可の申請にあたっては、事前に文化庁との審議の際に肝要となる点等について意見交換をし、過不足のないものを作成する必要があるものである。

したがって、本件事業の実施にあたっては、本件意見交換が必要不可欠である。

(イ) 本件事業は、上記(1)イのとおり、文化財保護への専門的な知見が求められるものである。これは、城郭がそれぞれ個別の特徴を持っており、他の城郭の例と同様の検討や手続を行うことで足りるものではなく、想定し得ない問題や検討事項が存在している可能性を考慮する必要があることによる。

そこで、我が国の文化財保護行政を担っており、数多くの文化財復元事業等を実施している文化庁の職員との本件意見交換を通して、本市が想定し得ない問題や検討事項を提示してもらうことで、本件事業の実施にあたって求められる文化財保護への専門的な知見を得ている。

したがって、本件事業には、文化財保護行政を所管する専門家と

しての文化庁との意見交換が必要不可欠なものである。

- (ウ) 現状変更許可の申請に向けては、許可権限を有する文化庁長官が在籍し、我が国の文化財保護行政を担う文化庁において、同庁に所属する職員との意見交換を実施することが一番直截的であるため、文化庁に本市職員が赴き、本件意見交換を通じて、現状変更許可に要する書類の適切な作成と本市における文化財保護への理解の向上を進めている。そして、職員同士による意見交換は、多様かつ自由な意見が現れ、円滑な議論・検討が行われるよう、非公開を前提として実施されている。

イ 条例第 7条第 1項第 4号について

- (ア) 本件行政文書②から④の非公開箇所には、本件事業に関する文化庁職員と本市職員の間接的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

また、本市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、間接的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

- (イ) 本件行政文書④の非公開情報は、本件事業等についての本市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では間接的な検討段階にとどまるものである。

当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されてない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

- (ウ) 本件事業における本件意見交換の場は、関係者がそれぞれ文化庁の職員、本市の職員という特定の立場を有しているところ、本件事業は、上記 (1)アで述べたとおり、本件事業の実施自体に賛否両論ある等、市民から非常に高い関心を向けられている。

それゆえ、当該意見交換における関係者の意見や具体的な発言については、ある意見を述べたために、それとは反対の意見を持つ者

から、いわれなき非難を浴びたり、あるいは、参考意見にすぎないのに種々の誤解が生ずることが予測される。そうすると、現に非難や誤解があったか否かにかかわらず、当該意見交換における関係者が、このような非難や誤解を恐れたり、各々の立場に拘束されたりする等して、率直な意見を述べなくなるおそれがある。

また、当該意見交換は、上記ア(ウ) で述べたとおり、非公開を前提として実施されている。このような非公開の場では、公開しない前提での意見が含まれているところ、本市がそのような情報を無条件に公開すると、文化庁との信頼関係を損なうこととなり、また、将来行われるであろう同様の意見交換においては、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な議論しか展開されない等の事態が予測される。

- (エ) 上記(1) ア及びイで述べたような、複雑な背景事情の下で本件事業を進めていくには、様々な事情を総合的に考慮した上での政治的判断及び文化庁の専門的な知見が必要不可欠であり、外部から一部の特定の事情に基づく圧力や干渉等の影響を受け、意思決定の過程が歪められることがないようにする必要がある。すなわち、本市において適切な意思決定を行うためには、意見の中立性を確保する要請が高いものであり、上記(ウ) で述べたように円滑な議論・検討が損なわれる事態になると、意思決定に必要な意見の交換ができなくなるおそれがある。

なお、本号と同様の建付けとなっている埼玉県情報公開条例第10条第4号に該当するかが争われ、本件と同様に、高度な政治的判断が求められることを理由に意見の中立性を確保する必要があることから、同号の非公開情報に該当するとされた判決がある（さいたま地裁平成27年4月22日判決）。

- (ウ) 本件事業は、上記(1) アで述べたとおり、現時点において検討過程にある事項が多数存在している。本件行政文書④の非公開情報については、市民から特に多くの関心が寄せられているところ、文化庁と本市の間で交わされた発言ややり取りされた文書が公になると、議論の最中である等未成熟な内容であるにも関わらず、市民の間に当該情報が文化庁や本市の最終的な決定である等の無用の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 条例第7条第1項第5号の追加主張について

- (ア) 本件処分③から⑤において、非公開理由として明記していないが、

処分内容を改めて見直したところ、本号を追加主張する。

(イ) 本件行政文書②から④には、本件事業に関し、文化庁職員と本市職員との間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、本件意見交換は、上記ア(ウ)のとおり、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。

当該情報が公開されると、市民等から本市や文化庁等に問合せ及び苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公開することで、本市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、本件事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①及び⑤について

本件処分①及び⑤を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求②から④について

本件処分②から④のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 国からの通知、連絡、命令は、本来文書で来るものである。

イ 仮に文書がないとしたら、電話を受けた者が、その内容を文書に起こして、上司に伝えていると思われる。そのため、不存在というのは合点がいかない。

(2) 審査請求②について

ア 公にしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがない。

イ 教育委員会としての副申は、重たい判断である。この判断を市民に知らせることを、なぜ拒否するのか。こんな当たり前の情報が公開されないのはおかしい。

(3) 審査請求③から⑤について

ア 公にしても、名古屋市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがない。

イ 黒塗りでは、市民が情報が分からず、市民の意見が熟成できない、途中であっても公開すべきである。

ウ 本件行政文書②から④は、文化庁に行って新たに取得した情報や相手方の考え方を上司に伝えるものである。これらの情報は、市民に知らせるのが当たり前である。

エ 実施機関②は、「文化庁とのやり取りを公開すると円滑な議論や検討に支障がある」旨主張しているが、そのようなことでは、本件事業に関しての文化庁の意向が分からない。情報もないのに、無理やり本件事業を進めていくことは、危険なことである。名古屋市が独自に事業をやって、情報をストップさせて、まともな事業ができないよりも、情報を公開して、議論を沸かすのが、情報公開の役目ではないか。

(4) 情報公開は、原則公開すべきである。この原則に当てはめると、今回の件は公開事項である。軍事機密や外交情報であればいざ知らず、名古屋市の些細な情報を隠すことはおかしい。

第 6 審査会の判断

1 争点

(1) 本件対象文書が存在するか否か。

(2) 本件行政文書②から④に記載された、文化庁職員の個人の意見（以下「本件情報①」という。）が、条例第 7条第 1項 第 5号に該当するか否か。

(3) 本件情報①及び本件行政文書①に記載された名古屋市教育長の意見（以下「本件情報②」という。）が、条例第 7条第 1項 第 4号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関②は、弁明書の撤回及び再提出を行い、公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関が、その新たな公開しない理由により、再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件各審査請求に対する迅速な審理を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関②は、追加した公開しない理由を記載した弁明書を当審査会に提出し、当審査会は、審査請求人に対して、当該弁明書の写しを送付するとともに、それに対する反論の機会をも与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて、本件事案の審議を行ったものである。

4 本件各審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件事業については、上記第 4の 2(1) アのとおり、特別史跡である名古屋城の天守閣を木造復元する事業であり、市民からの高い関心が寄せられる中で、高度な政治的判断が求められるものであると認められる。

また、上記第 4の 2(1) イのとおり、事業の実施にあたっては、文化財保護への専門的な知見及び高度な技術が求められるものであるとも認められる。

(2) 本件対象文書は、令和元年 5月27日に、文化財保護室が文化庁から連絡を受けた際に、收受した文書又は作成した文書であると解される。

(3) 本件行政文書①は、本件事業において、上記第 4の 2(3) イのとおり、名古屋市長が文化庁に名古屋城跡の現状変更申請書を進達する際に、実施機関①が文化財保護行政を所管する立場から意見を付したものであり、平成31年 4月18日に、当該申請書に副えて文化庁に提出したものである。

本件行政文書①には、日付、担当部署、担当者氏名、電話番号及び本件情報②が記載されている。

(4) 本件行政文書②から④は、本件意見交換のため、本市職員が文化庁に出張した際の報告書であり、出張の日時、場所、参加者及び意見交換の内容が記載されている。

本件行政文書②から④に記載されている意見交換の内容は多岐にわたるが、本件情報①は文化庁職員の個人的な意見や仮定を前提とした発言を要約した部分及びそれらを概要的にまとめて要約した部分である。

(5) 当審査会の調査によれば、本件意見交換は、上記第 4の 2(4) イ(ウ)のとおり、非公開を前提として実施されており、関係者の率直な意見交換を行うための打合せであったことが認められる。

(6) なお、上記第 4の 2(3) オのとおり、本件行政文書①と同一の文書及び本件要約資料が、令和元年10月 4日に、名古屋市議会に、教育子ども委員会の資料（以下「本件委員会資料」という。）として提出されており、当該資料は名古屋市市民情報センターにおいて公表されている。

(7) 当審査会が本件委員会資料を見分したところ、本件行政文書①と同一の文書は、本件処分②と同様に本件情報②が非公開となっているが、当該要約資料には、非公開とした部分を要約した情報が記載され、公開されている。

5 本件対象文書が存在するか否かについて

まず、本件対象文書が存在するか否かを判断する。

(1) 本件対象文書は、上記 4(2) のとおり、本件連絡を受けた際に、実施機関①が、取得又は作成した文書であると解される。

(2) 当審査会が調査を行ったところ、上記第 4の 1(1) 及び(2) で実施機

関①が主張するとおり、本件連絡は、電話で行われており、その内容は、文化庁を訪問する日時の連絡のみであったと認められる。

(3) したがって、本件連絡は、文書ではなく電話で行われたものであり、その内容も軽易なものであったため、文書を取得または作成していないとする実施機関①の主張に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) 以上のことから、本件対象文書は存在しないと認められる。

6 条例第 7条第 1項第 5号の該当性について

次に、本件情報①が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①は、上記 4(4) のとおり、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報①を公開すると、本件事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 上記 4(1) のとおり、本件事業は、市民から高い関心が向けられており、本件情報①を公にすれば、本件意見交換の関係者がいわれなき非難を浴びることや誤解されるおそれがあることは想定される。

イ また、公開を予定していない場での発言等を公にすることにより、本市と文化庁との信頼関係が損なわれる可能性は否定できない。

ウ その結果、今後行われるであろう同種の意見交換において、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な意見しか得られず、本市と文化庁との率直な意見交換の妨げとなることが予想される。

エ したがって、上記第 4の 2(4) ア(ア) 及び(イ) で実施機関②が主張するとおり、本件事業の実現のためには、文化庁との調整が必要であるところ、本市と文化庁との率直な意見交換が妨げられることにより、

本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関②の主張は、不合理であるとまでは認められない。

オ しかしながら、本件行政文書④において、接続詞のみを非公開としている部分（以下「本件接続詞部分」という。）については、前後の文脈に鑑みても、これを公にした場合に、今後の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(4) 以上のことから、本件情報①のうち、本件接続詞部分については、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとは認められないが、当該部分を除く本件情報①は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

7 条例第 7条第 1項第 4号の該当性について

本件接続詞部分以外の本件情報①については、上記 6のとおり、条例第 7条第 1項第 5号に該当し非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断せず、本件接続詞部分及び本件情報②の本号該当性についてのみ検討する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件接続詞部分は、一般的な単語であり、本市における審議、検討又は協議に関する情報であるとは認められない。

(3) 一方、本件情報②は、本件事業及び本件行政文書①の性質から、本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

(4) しかしながら、本件情報②を公開した場合に、上記第 4の 2(4) イのように、本市と文化庁との率直な意見交換が妨げられ、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは皆無ではないものの、高いとまでは認められない。

(5) 実際に、実施機関①は、上記 4(6) 及び(7) のとおり、本件処分②の後に、本件委員会資料において本件情報②を要約した情報を公開しているが、本件事業の適正な遂行が阻害されたことをうかがわせる事実は認められない。

(6) 以上のことから、本件接続詞部分及び本件情報②は条例第 7条第 1項 第 4号に該当するとは認められない。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5、 6及び 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
令和元年 6月28日	諮問書の受理
7月23日	弁明書の受理
7月31日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和元年 8月13日	諮問書の受理
9月13日	弁明書の受理
10月 1日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 2年 7月13日	追加弁明書の受理
8月 5日	審査請求人に、追加弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 3月10日	追加弁明書の補足の受理
3月16日	審査請求人に、追加弁明書の補足に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(3) 審査請求③について

年 月 日	内 容
令和元年10月 2日	諮問書の受理
令和 2年 7月 3日	弁明書の受理
8月 5日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 2月22日	弁明書（再提出）の受理
3月 1日	審査請求人に、弁明書（再提出）に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(4) 審査請求④について

年 月 日	内 容
令和元年10月 2日	諮問書の受理
令和 2年 7月 3日	弁明書の受理
8月 5日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 2月21日	弁明書（再提出）の受理
3月 1日	審査請求人に、弁明書（再提出）に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑤について

年 月 日	内 容
令和元年12月26日	諮問書の受理
令和 2年 7月 2日	弁明書の受理
7月31日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 2月22日	弁明書（再提出）の受理
3月 1日	審査請求人に、弁明書（再提出）に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 4年 3月25日 (第32回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第32回第 3小委員会)	調査審議
4月22日 (第33回第 3小委員会)	調査審議
6月 3日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人